

読
あ
を

か
百
ら
備
を
紙
を

新
れ
制

識
た
識
保

管されており、山陽新聞販売の営業部長等は、各販売センターを定期的に訪店していたため（認定事実(2)ウ、エ）、仮に、その際、同人らが読者一覧表等を確認する等していれば、同人らは各販売センターの購読部数を把握しうるため、押し紙の存在を認識することは可能であった。加えて、同社は各販売センターに段ボール及び荷紐の提供をしており（認定事実(2)カ）、これらが販売センターに残存する新聞の処理等に用いられていた可能性は高い上、山陽新聞販売の営業部長等は各販売センターへの訪店に際し、同センターに残存している新聞を目にしていたはずであるから、押し紙の可能性を認識していたことは推認される。

しかしながら、仮に山陽新聞販売及び被告西販売が押し紙の存在あるいはその可能性を認識しながら押し紙を放置していたとしても、そのことをもって、山陽新聞販売及び被告西販売が原告に押し紙を事実上強制したとまでは評価できない。

b 押し紙の要請

そこで、その他、山陽新聞販売に押し紙を事実上強制するような行為があったか否かについて検討するに、原告は、原告が同社に対し減紙の要求をしていたにもかかわらず、同社はそれに応じず、むしろ購読部数の偽装を原告に指示したと主張し、本人尋問においても、山陽新聞販売に減紙の要求をしていたにもかかわらず拒否された、同社に原告名義の架空領収書の発行を指示された等と供述する。たしかに、岡輝販売センターでは、集金が未了で交付されていない原告名義及びその他の名義の領収書が発行され保管されていたし、原告を読者として読者一覧表に記載するに際しては、山陽新聞販売に原告の氏名等を記した増減簿が送付されていたことも推認できる（認定事実(2)キ、(4)エ）。しかしながら、それが山陽新聞販売の指示によるものであると